

長吉六反保育園 令和 6年度 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

① 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書及び入園のしおりに同意された後に保育の提供を開始します。

② 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1)園児が小学校に就学した時

(2)園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3)その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人なみはや福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内
電 話 番 号	06-6761-1171
代表者氏名	理事長 竹本榮

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	長吉六反保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市平野区长吉六反 1-7-17
連 絡 先	電話番号 06-6707-8536 FAX 06-6707-8528 ホームページ http://rokutan.ed.jp
管 理 者	園長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 9人 1歳児 20人 2歳児 27人 3歳児 29人 4歳児 29人 5歳児 30人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 74人 満1歳以上満3歳未満の児童 37人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	昭和 54 年 11 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051004838

3 施設の目的・運営方針

長吉六反保育園(以下「当園」という)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		1303.01 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造2階建て (1,2階) 別館鉄骨2階建(2階)
	延べ面積	874.29 m ²
園庭		地上園庭 769.103 m ² 公園m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	たんぽぽ組(満1歳児クラス)
ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組(満0歳児クラス)
保育室	4室	ひまわり組(満2歳児クラス) もも組(満3歳児クラス) きく組(満4歳児クラス) ゆり組(満5歳児クラス)について 各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
事務室、食堂	各1室	
一時保育室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
次頁8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 当園保育の特色
体育指導、リトミック指導など

(3) 送迎

保護者による送迎

(4) 一時保育事業をしています

「一時保育事業」とは、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や子供の成長・発達のため、あるいは、保護者の疾病などによる緊急時の一時的な保育に対応するため、また、就労形態の多様化に伴う断続的な保育が必要な場合などを目的として始められた事業です。

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲)令和6年4月1日予定

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	クラス担任、園児の保育にあたる	19	14	5	
調理員	園児の献立、給食を作る	3	2	1	(栄養士含む)

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00~18:00)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30~16:30)
保育士	正規の勤務時間帯(7:30~18:30)ローテーション
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~16:00)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~16:00)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日~1月3日)と祝祭日は休園となります。夏季(8月13日~15日)と年始(1月4日)については保護者のご理解をいただいたうえで休園とします。

- 8 保育を提供する時間 (月～金)7時30分～18時30分 (土)7時30分～17時30分
 保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります
 (実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります
 (実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)

なお、上記以外の時間帯において、就労などの理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要になります)

- 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行いますが、遠足、お散歩遠足の日はお弁当になる場合もあります。また、給食室メンテナンス時やお盆休み前後、年末年始は新鮮な食材調達ができないのでお弁当になる場合もあります。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時45分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時45分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば医師の意見書が必要です。必ずご連絡ください。

除去食及び代替食(一部弁当の場合もあり)に対応
食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理、献立作成	1	1		

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、特別支援のいる子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、

医療機関の名称	あかばねクリニック
医院長名又は医師名	赤埴 吉高
所在地	大阪市平野区長吉長原 1-1-11サンライズマンション 1階102号室
電話番号	06-6704-7890

(2) 歯科

医療機関の名称	たかはし歯科
医院長名又は医師名	高橋 司
所在地	大阪市平野区長吉六反2-12-15
電話番号	06-6760-2111

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、救急病院等の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※台風等の災害時において警報が発令された場合は自宅保育となります。

登園後に警報が発令された場合速やかにお迎えに来て下さい。

※緊急連絡としてセコムメール登録をお願いしています。

※解除後は食事の提供はできない場合もありますが保育園に支障がない限り保育は実施いたします。

※その他の災害等で園児の避難が必要となった場合は広域避難所の市立長吉東小学校へ避難いたします。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に一回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長・主任保育士 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 06-6707-8536 FAX 06-6707-8528 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>				
第三者委員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">土井憲之</td> <td>なみはや福祉会監事天宗東住吉園園長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話番号 6797-0700</td> </tr> </table>	土井憲之	なみはや福祉会監事天宗東住吉園園長		電話番号 6797-0700
土井憲之	なみはや福祉会監事天宗東住吉園園長				
	電話番号 6797-0700				
第三者委員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">森本宮仁子</td> <td>なみはや福祉会監事大阪聖和保育園事務局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話番号 6731-6122</td> </tr> </table>	森本宮仁子	なみはや福祉会監事大阪聖和保育園事務局長		電話番号 6731-6122
森本宮仁子	なみはや福祉会監事大阪聖和保育園事務局長				
	電話番号 6731-6122				

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター学校安全部
保険の内容	災害共済給付
保険金額	43180円(令和5年度)

※詳しくは、別途配布する「災害共済保険のしおり」を御確認ください。

20 園児の利用状況 (毎年度4月1日現在)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	6人	6人	5人
1歳児	18人	18人	19人
2歳児	18人	23人	23人
3歳児	24人	24人	26人
4歳児	25人	24人	23人
5歳児	26人	25人	23人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	26年度より実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24 個人の情報保護の為、SNSなどに自身の子ども以外の写真、情報、園の情報など掲載できません。

25 重要事項説明書と入園のしおり以外でのお願いやお知らせがある場合ご理解と協力を求めます。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材、学用品、制服 アルバム等 (年齢で異なる)	実費徴収は、個々の園児に要する経費	制服一式(例) 3才 約14020円 学用品 (例) 3才 約12410円 教材絵本 0才 410円 月額 1才 400円 2才 420円 3才 440円 4、5才 470円 登降園 IC カード1枚 300円 保護者吊り下げ名札1つ 420円
特別行事費 ※1→夏まつり、運動会、 ハロウィン、クリスマス ※2→遠足バス代、人形劇等	実費徴収は、個々の園児に要する経費 (各行事(※1)のプレゼントや各イベント(※2)の必要経費の一部)	月額 500円
園外活動費	実費徴収は、個々の園児に要する経費	(その都度徴収) 令和3年度 4才児 1800円 5才児 2回 2800円 令和4年度 4、5才児 2回 3800円 令和5年度 4才児 2回 4000円 5才児 4回 8000円
給食費	実費徴収は、個々の園児に要する経費	月額 3才~5才 主食費 2000円 副食費 4500円

2 時間外保育に係る利用者負担

※ 短時間認定の方(8-(2))で7時30分~8時30分と16時30分~18時30分迄の範囲内で利用者負担が必要になります。 1時間につき500円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合、希望者には領収証を交付いたします。